

平成 30 年 度 事 業 計 画 書



ぬくりん

(上越市社協マスコットキャラクター)



社会福祉法人上越市社会福祉協議会

目 次

基 本 方 針	1
平成30年度事業計画内容	2
I 法人運営の円滑な実施.....	2
1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制	2
(1) 内部管理体制強化の推進.....	2
(2) 理事会、評議員会、監事会、専門部会の開催.....	2
(3) 適正な財務管理.....	2
(4) 情報の管理と共有.....	2
(5) リスクマネジメントの強化.....	2
(6) 本所・支所の機能と役割の整理.....	3
2. 安定した事業継続のための財政運営.....	3
(1) 事業継続のための財政運営.....	3
(2) 資産の有効活用と新規事業の企画.....	3
3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成	3
(1) 職員雇用計画の策定.....	3
(2) キャリアパス制度の機能強化と労働環境整備.....	3
(3) 法人理念の浸透と人財育成.....	3
(4) 職員育成、実習生等受け入れ体制の整備.....	3
II 地域福祉事業・活動の推進	4
1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域	4
(1) 全世帯を対象とした福祉教育の推進.....	4
(2) 福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援.....	5
2. 支え合いの活動が広がる地域	5

(1) 福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援	5
(2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進	6
3. 誰もが安心して暮らせる地域	6
(1) 権利擁護支援の強化	6
(2) 総合相談体制の構築	7
(3) 災害支援体制の強化	8
(4) 関係者・団体への支援及び協働体制の構築	8
(5) 受託事業の実施	9
III 介護・障害福祉サービス事業等の実施	11
1. 居宅介護支援事業	11
2. 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業	12
3. 通所介護（デイサービス）事業	12
4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業	13
5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業	13
6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業	14
7. 地域包括支援センター事業	14
8. 障害者相談支援事業	14
9. 障害者就労支援等事業	15
10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業	15
11. 高齢者健康支援訪問事業	16
12. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業	16
IV 施設の管理・運営事業	16

平成30年度 上越市社会福祉協議会 事業計画

～ 共に生き 共につくる 福祉社会を目指して ～

基 本 方 針

国内の経済は、好景気にもかかわらず物価が上がらない「適温経済」が続く可能性が高いと予測されています。しかし、老人福祉、介護事業の市場では2000年の介護保険法施行以来、2017年は倒産件数が過去最多になり、介護職員不足が深刻化する中、事業者の淘汰の動きが進んでいます。

また、国立人口問題研究所は、「日本の世帯数の将来推計」で2040年に国内全世帯の世帯主のうち65歳以上の高齢者世帯の割合は、44.2%を占めるとしています。世帯総数は、人口が減少する中2023年に5,419万世帯まで増え、その後は減少に転じ、2040年には、5,076万世帯になるとされています。世界に類を見ない「超高齢化社会」に突入する「2025年問題」に対応するためにも、地域支援活動の推進や地域における公益的な活動強化と、地域包括ケアシステムの深化など誰もが安心して共生できる地域福祉を推進していく「地域共生社会」の実現に向けた積極的な取組が求められています。

このような中、社会福祉法人は、ガバナンスの強化と透明性の確保に取り組み、主体性を持った自立的経営が求められ、一方では「地域共生社会」の実現に向けて積極的に取り組む、社会の変化に対応した柔軟な実践を期待されています。加えて、平成30年度には、介護報酬、障害福祉サービス費の改定があり、介護報酬プラス0.54%・障害福祉サービス報酬プラス0.47%としながらも、業種別には増減があり大変厳しい改定となっており、安定的な経営を維持するためには更なる努力が求められてきます。

このような状況を踏まえ、今後の上越市社協の安定した運営を図るため、次のような将来を見据えた法人運営に努めます。

本部機能については、総合福祉センターの増改築工事に伴う法人拠点の統合を図るとともに、社協の「第2次運営・事業実施計画」に基づいた地域福祉事業と介護サービス事業の連携強化を図った地域福祉活動を行い、様々な課題解決に向け地域住民の声を聴く住民に寄り添った社協ならではの、きめ細かな事業運営の取組を実施します。

組織が継続的に成長・発展していくためには人財確保や職員の育成が重要となるため職員研修体系についてもさらに整備し研修の強化を図り、人財の育成に務めます。

「社協の基本理念」の実現のため、基本目標、基本方針に向かって地域福祉の推進を図ってまいります。

平成30年度 事業計画内容

I 法人運営の円滑な実施

社会福祉法人の事業運営については、社会福祉法人制度改革でより高い公益性が求められている中、上越市社会福祉協議会は、他の事業主体では対応できないさまざまな福祉ニーズに率先して対応すること、また必要とされる福祉サービスの供給確保の役割を果たすことで地域社会に貢献していく。地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの要望がある障害者グループホーム(共同生活援助)の開設準備を進める。社会福祉事業を効果的・安定的に実施するために、経営基盤を強化するとともに、理念の共有に基づく組織づくりと福祉サービスの質の向上に努め、安全・安心な福祉サービスを提供することによって地域に信頼される社協づくりを推進していく。

1. 法人運営の公益性と透明性を追求する組織体制

- (1) 平成29年度から実施している組織の内部管理体制強化の取組について、平成30年度も継続して推進する。業務の有効性及び効率性を高め、必要な諸規程等の整備とともに内部管理体制を構築していく。
- (2) 理事会、評議員会、監事会及び専門部会の開催により、法人の重要事項を審議・決定する。
 - ・理事会 年3回、必要により臨時開催
 - ・評議員会 年3回、必要により臨時開催
 - ・監事会 年2回、必要により臨時開催
 - ・専門部会 必要により開催
- (3) 適正な財務管理を目的とした会計監査人の設置が平成31年度に見込まれることから、事前調査、会計監査人の選任等具体的な取組を進めていく。
- (4) 平成30年7月1日から新たなホームページの運用を開始する。福祉の啓発、住民活動の促進を図るため、わかりやすい情報を提供する。また財務諸表等の適切な情報開示により、市民の社協事業に対する理解を深める。
- (5) 当会の福祉サービス利用者及び職員の安全確保、事故防止、事故対応などのリスクマネジメントを強化する。安全衛生委員会の活動を通して安全教育の実施と健康増進の取組を推進するとともに、衛生管理者や安全衛生推進者の育成を図る。また、事故や災害時における職員行動基準の随時点検と訓練を推進する。

- (6) 地域福祉の拠点としての本所・支所の機能と役割の整理について、地域に拠点を置いて活動する住民主体による福祉活動と連携した体制整備とともに、上越市社協組織の内部管理体制強化の側面からも検討を進める。

2. 安定した事業継続のための財政運営

- (1) 安定した事業継続のために介護報酬等収入の確保に向けて取り組むとともに、将来の事業継続に必要な資金の積立を行い、財政基盤の強化を図る。また、広報活動を通じて地域における公益的な取組についての情報発信や福祉活動に対する啓発を行い、会費納入率の向上や住民参画を推進する。
- (2) 資産の有効活用を推進し、施設の修繕・建替、車両の入替等を計画的に進める。関係団体、並びに地域の福祉ニーズをとらえて、地域に必要とされる新規事業の企画を随時検討、実施していく。社会福祉充実計画に基づく社会福祉事業として、上越総合福祉センターの増築及び大規模改造を実施し機能強化を図る。竣工は平成31年9月30日を予定。

3. 安全・安心なサービス提供を継続するための人財育成

- (1) 組織の継続的な成長・発展のために雇用計画を策定し、計画的な職員採用により人財確保を図る。
- (2) 平成27年度に導入し3年が経過する新賃金制度については、職員が上越市社協職員としての誇りを持ち、安心して日々の業務を遂行していけるよう見直しを実施し、キャリアパス制度の機能強化や労働環境整備に取り組む。
- (3) 上越市社協職員が法人理念のもと進むべき方向性を共有するとともに各人が成長できるよう人財育成研修を実施する。
- (4) 上越市社協職員の人財の確保と職員自身のスキルアップ、更に社会貢献の一環として福祉職を目指す学生や障がい者などの実習生を継続して受け入れる。それに伴い、指導担当職員の研修会参加等、受け入れ体制の強化を図る。

Ⅱ 地域福祉事業・活動の推進

平成30年度は上越市で地域福祉計画の策定が進められることから、上越市社協としても市の計画に連動する形での「地域福祉活動計画」（地域福祉の推進を目的とした社協や住民、住民組織等の活動・行動計画）策定に取り組む。

また、上越市障害者福祉計画（平成30年～平成32年）における権利擁護の推進に関する施策の中で、日常生活自立支援事業の利用促進や「成年後見センター」等の相談窓口に関するあり方の検討、成年後見制度の利用促進に関する基本的な事項を審議する場の設置などが示され、具体的な取組が進められることから、権利擁護に関する市民への周知・啓発に努めるとともに、司法や専門職等との連携強化により日常生活自立支援事業や法人後見事業の充実を図り、行政との協働による総合的な支援体制の構築を目指す。

「住民福祉社会」の取組では、3つのモデル地区（諏訪区、中郷区、名立区）による報告会を開催し、実施した福祉事業や組織の運営状況、効果や課題など1年間の取組内容について多くの地区に発信し、住民福祉社会の取組に対する理解の促進を図るとともに、設置の意向を示す地区との個別協議を進める。

1. 誰もが地域福祉の推進に向けて考え・行動する地域

（1）全世帯を対象とした福祉教育の推進

①福祉教育推進事業

子どもたちに対する福祉教育では、小・中学校を中心に学校側の意向を確認しながら共に教育プログラムを企画していくとともに「学校、地域、社協」がより良くつながることができるよう関係性の強化を図り、目指すべき人物像「お互いを認め、支え合える関係を築ける人」の実現に向けてオール社協での取組を進める。

上越市教育委員会（学校教育課）とともに、モデル的に取り組む小・中学校を選定し、学校との協働により福祉教育の推進を図る。

地域住民に対しては、既存事業を通じて福祉の意識づけを図り、福祉（生活）課題の解決に向けた自主的な行動や活動につながるよう取組を進める。

また、「住民福祉社会」のモデル地区においては、地域住民に対する福祉意識の普及・啓発を図る事業を必須事業として位置づけ、地域での福祉教育の推進を図る。

企業・団体等に対する福祉教育についても、青年会議所等と協議しながら、具体的な進め方を整理し実施する。

②福祉大会・まつり事業

「社会福祉大会」は、これまで式典（表彰）と講演会を一体的に実施していた大会のあり方について再検証し、より効果性の高い取組となるよう検討を行い実施する。

支所における「福祉まつり」は、地域とのつながりの中で福祉の心を醸成することを目的とし、実行委員会形式で地域住民や団体等と共に企画し実施する。

（２）福祉活動の担い手の養成・育成と活動支援

①ボランティアセンター事業

上越市（共生まちづくり課）、くびき野NPOボランティアセンターとの連携推進会議により、ボランティア活動の振興に向けた効果的な環境づくりを進めるとともに、「ボランティア養成講座」や「ボランティア育成講座」を各支所で実施し、活動者の拡大と活動継続の支援を行う。

②ほっと安心生活サポーター事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある方や母子・父子世帯の方などを利用対象として、住民参加による在宅福祉サービス（日常生活を送るために必要な支援）を有償で提供する。

また、サービスが必要な方が利用につながるよう周知していくとともに、適切なサービスが提供できるよう、提供会員の研修会を実施する。

２．支え合いの活動が広がる地域

（１）福祉活動の担い手となる住民団体の組織化と活動支援

①住民福祉会設置事業

平成３１年度からの全市展開に向け、住民福祉会のモデル地区に指定している「諏訪区」、「中郷区」、「名立区」からの報告会実施や各地区への意向調査等を行い、住民福祉会の普及、啓発に努める。

取組の意向がある地区については、計画された実施事業の内容等を確認しながら、住民福祉会の設置に向けて具体的な協議を進める。

モデル地区以外で平成３０年度から早期に取り組む地区についても、上越市社

協がパートナーとして関わり、効果的な福祉活動が展開されるよう運営面や活動面の支援を行う。

(2) 圏域に応じた小地域福祉活動の推進

①地域懇談会

地域福祉活動計画の策定に伴い、地域懇談会を通じて地域の福祉（生活）課題やニーズの把握に努めるとともに、上越市社協に対する意見や要望等を聴取し、地域住民の声を反映した法人運営や事業展開となるよう努める。

②ふれあいいきいきサロン事業

ふれあい支え合いマップづくり等の事業を通して、地域におけるサロンの必要性を確認しながら、住民が主体的に取り組むサロンの立上げに向けた働きかけを進めるとともに、既存のサロンにおいては、活動への協力や相談対応、サロン同士の交流を図るなど、継続性のある活動となるよう支援していく。

上越市が実施している地域支え合い事業の「通いの場」と町内会単位で設置する「ふれあいいきいきサロン」のそれぞれの機能を合せることで、健康増進や仲間づくりの場を広げ、住み慣れた地域で生きがいを持って生活し続けられる環境づくりを進める。

③ふれあい支え合いマップづくり事業

概ね約50世帯の範囲で要援護者や住民同士のつながりや福祉課題等を地図に書き込むことで、ご近所での福祉意識を高め、日常的な見守りや支え合い、災害対応などの具体的な活動へつなげていく。

上越市全域での実施に向け、支所間での情報共有を図りながらマップを作成した地域の状況や効果性などを伝え、実施地区の拡大を図る。

また、作成を終えた地区についても見直しを行うなど、継続的なフォローアップに努める。

3. 誰もが安心して暮らせる地域

(1) 権利擁護支援の強化

①日常生活自立支援事業

委託元である新潟県社会福祉協議会が方針として示している市町村型への移行について、糸魚川市は平成30年度で糸魚川市社協へ完全移行するとともに、妙

高市についても妙高市社協と移行に向けた具体的な協議・調整を進める。

②法人後見事業

日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行が必要な利用者と、当会による継続的な支援が望ましいと判断される場合は、引き続き受任候補者として対応していく。

また、後見業務を担う専門家や関係機関との連携強化を図るとともに、行政計画で進められる成年後見制度利用促進の取組に協力し、協働による権利擁護支援体制の構築を図る。

③権利擁護推進事業

市民や福祉関係者、団体等を対象とした権利擁護の出前講座は、参加者の理解がより深まるよう、対象者に合わせて講座内容をメニュー化し実施する。

権利擁護ミニ講座は、昨年度実施して関心が高かったテーマでの講座を市民が参加しやすいように2会場で各3回（計6回）実施し、権利を守るための事業や制度の周知・啓発を図る。

また、市民や関係機関等からの権利擁護に関する相談に、権利擁護・生活支援係が窓口となって対応する。

④不登校児の短期自立支援事業

「～自由の学び舎～ やすづか学園」を継続的に運営し、様々な理由で不登校となった子どもたちの学力の向上を目指すとともに、豊かな自然や地域住民との関わりの中で心の回復を図り、自信を持って自立した社会生活が送れるよう支援する。

上越市内の不登校の子どもたちを対象に「学習や活動の日帰りコース（送迎付き）」を設けて利用しやすい環境をつくるとともに、不登校相談室の開設などにより職員が個別相談に応じ、不安の解消や状況の改善に向けた支援を行う。

(2) 総合相談体制の構築

①心配ごと相談事業

相談窓口の周知を図り、各支所の職員が市民の困りごと、悩みごと、心配ごと等の相談に応じ、専門家や関係機関等と連携を図りながら問題の解決に向けて支援する。

また、専門相談は「空き家の利活用」をテーマに、講話と個別相談を組み合わせ

せた新たな形で実施する。

②生活福祉資金貸付事業

新潟県社会福祉協議会から委託を受け、低所得者世帯・高齢者世帯及び障がい者世帯に対し、必要な資金を貸し付けることにより自立した生活が送れるよう支援する。

生活困窮世帯については、自立相談支援機関（パーソナルサポートセンター）と連携を図りながら適切に対応する。また、借受人の生活状況を把握しながら、必要に応じた償還指導や相談支援により世帯の更生を図る。

（３）災害支援体制の強化

①災害対策事業

上越市（危機管理課、共生まちづくり課）、上越青年会議所、くびき野NPOサポートセンターとの「上越市災害ボランティア連携推進会議」を定期的に開催し、災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる協議や研修会等を継続的に行う。

また、災害時の被災者支援に協力が可能な組織、団体等の分野や特性等を整理し、意見交換会等の実施により連携体制の構築を図る。

災害ボランティア養成講座修了者による災害ボランティア登録を継続するとともに、地元大学生など参加対象者を絞った災害ボランティア講座を実施し、さらなるマンパワーの確保に努める。

（４）関係者・団体への支援及び協働体制の構築

①上越ワーキングネットワーク支援事業

障害者福祉施設が共同で作業等を受注して工賃アップを図り、障がいのある方が自立した生活を送ることができるよう活動を進めてきている上越ワーキングネットワークの取組を継続的に支援していく。

平成２９年度は、上越市ワーキングネットワークに新規に２施設が加入し、全１７施設加入のネットワークとなったことから、更に加入施設間の連携・協働が図れるよう支援していく。

また、上越ワーキングネットワークの事務局機能に関する支援体制については、現在上越市社協が担っている業務を整理し、段階的に移管できるよう上越ワーキングネットワークと協議していく。

②団体事務事業

各団体の事務局機能に関する支援体制について、各支所における支援内容に基づき継続支援が必要な業務と各団体で自主的に行える業務を整理し、自主運営にむけた取組を進める。

③福祉の店「パレット」事業

上越圏域の障害者福祉施設の製品を春日山荘内に設置している常設店で展示・販売するとともに、イベント等に出向いて販売する出張パレットや商品カタログによる販売など常設店外での販売を強化し、販路拡大と売上増を図る。

(5) 受託事業の実施

①地域支え合い事業の実施

上越市が28の地域自治区で取り組む「地域支え合い事業」（通いの場の設置・運営、協議体会議の開催等）について、合併前上越市では昨年度8つの地域自治区（和田区、金谷区、新道区、春日区、有田区、北諏訪区、保倉区、八千浦区）を受託し、地域住民による自主的な取組となるよう住民組織の立上げも含めた支援を行い、和田区、金谷区、有田区、新道区については平成30年度から各区の住民組織が主体的に事業を実施していく体制となる。

引き続き当会が受託する春日区、北諏訪区、保倉区、八千浦区についても、地域住民による自主的な事業展開となるよう、地域に対する支援を継続していく。

②重度身体障害者移動支援事業の実施

日常的に車椅子を使用されているなど歩行が困難な重度の障がいのある方に、通院等の外出支援のため福祉車両4台を配備し、運転ボランティアによる運行を行う。

③ふれあいランチサービス事業の実施

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等に、バランスのとれた食事の配食及び安否の確認を行うとともに、健康の維持や食生活に対する意識の高揚を図る。

④手話通訳者・要約筆記者等の派遣

聴覚に障がいのある方の社会参加の機会の拡大、コミュニケーション支援を目的として、適切かつ円滑に手話通訳者及び要約筆記者等の派遣を行う。

⑤手話通訳・要約筆記養成等事業及び生活訓練の実施

視聴覚に障がいのある方に対する支援体制の充実を図るため、手話通訳者の確

保に向けた手話の養成講座や要約筆記・点字・音声訳の講習会等を開催するとともに、視聴覚に障がいのある方が安全で安心な生活を送ることができるよう、様々な生活訓練を実施する。

Ⅲ 介護・障害福祉サービス事業等の実施

平成30年度は、地域で安心して生活できる福祉サービスの提供とそのための人財育成の取組を進め、人としての幸せを実感できる絆を介護・障害福祉サービスの提供を通じて築いていく。利用者本位の福祉サービスの提供を原点におき、利用者一人ひとりの尊厳、自己決定を重視し、その人らしさを大切にする支援を提供する。住み慣れた地域で自分らしい生活をするために、利用しやすく柔軟に対応できる日常生活圏域における地域福祉型福祉サービスの実施に向けて取り組む。また、地域福祉を推進する諸機関との連携と協働について、地域包括支援センターの再配置に伴い他法人との連携強化を図り、多様な福祉課題・生活課題に対応できるよう取り組む。

安定して良質な介護サービスを提供するために、研修の充実を図り、職員の仕事への意欲、やりがいを高める取組を実施する。アンケート等、客観的な事業評価と事業所ごとの自己評価を実施し、理念に基づいた経営をめざして課題解決、事業改善に継続して取り組む。

1. 居宅介護支援事業

介護を必要とする方やご家族等の相談に応じ、利用者の選択に基づいたケアプランを作成して、上越市や医療機関、福祉サービス提供事業者と連携を図りながら、適切な保健医療福祉サービスが効果的に提供されるように努める。

事業所名称	休 日	開設日
上越居宅介護支援事業所	土・日、 国民の祝日、 年末年始	H12. 4. 1
安塚居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
浦川原居宅介護支援事業所		H19. 4. 1
牧居宅介護支援事業所		H20. 4. 1
柿崎居宅介護支援事業所		H25. 8. 1
大潟居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
頸城居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
吉川居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
板倉居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
三和居宅介護支援事業所		H12. 4. 1
名立居宅介護支援事業所		H13. 4. 1

2. 訪問介護(ホームヘルプサービス)事業

利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な訪問介護サービスを提供する。医療や看護との連携を図りながら積極的に研修と実践に取り組み、安全で安心な頼りがいのある事業者を目指していく。

高齢者をはじめ、身体障がい者や障がい児・知的障がい者・精神障がい者等の多様な利用ニーズに対応できるようホームヘルパーの資質向上を目指し、各種研修事業への積極的な参加及び自己研鑽に努めることで、サービス内容の充実と拡充に努める。その他に子育て支援として、産前・産後の体調不良のための家事や育児が困難な家庭や多胎児を出産した家庭等において、産前・産後の健康管理と安心して子育てができる環境を整えるため、産前・産後ホームヘルプサービス事業を実施する。また、制度の狭間にあるニーズに対応するため保険外ホームヘルプサービスを実施し、誰もが住み慣れた地域で安心して在宅生活が送れるようサポートしていく。

事業所名称	休 日	開設日
ヘルパーステーション上越	年中無休	H 5. 4. 1
ヘルパーステーション安塚	年中無休	H 6. 4. 1
ヘルパーステーション柿崎	年中無休	H25. 8. 1
ヘルパーステーション上越北	年中無休	H 6. 9. 1
ヘルパーステーション上越南	年中無休	S63. 4. 1

3. 通所介護(デイサービス)事業

利用者一人ひとりの有する能力に応じた自立支援を目標に、個別の援助計画によるサービスの提供を行う。専門職が多職種協同して利用者のニーズにこたえる質の高いサービスの提供に努める。利用者本位のサービスを提供するためにニーズに応じた弾力的な事業運営や内容改善に取り組む。上越総合福祉センターの大規模改修工事が平成30年4月から開始されるが、サービス利用に支障がないよう事業運営は継続する。新しい通所介護施設は平成30年11月に開設予定である。

事業所名称	休 日	定員	開設日
上越総合福祉センターデイサービス	年中無休	30	H 3. 4. 1
デイホームやちほ	年中無休	18	H 8. 4. 1
デイホーム有田	年中無休	18	H 10. 4. 1
デイサービスセンター安塚やすらぎ荘	年中無休	33	H 24. 8. 1
浦川原高齢者生活福祉センター	年中無休	25	H 7. 4. 1

牧デイサービスセンターやまゆりの家	土・日曜日	18	H 4. 4. 1
大潟デイサービスセンターやすらぎの家	日曜日	30	H 3. 4. 1
頸城デイサービスセンター無憂の里	日曜日	33	H 9. 4. 1
頸城デイサービスセンターはながさの里	日曜日	27	H 4. 4. 1
くびきの里デイサービスセンター	年中無休	35	H 16. 4. 1
吉川デイサービスセンターあじさいの家	年中無休	18	H 4. 4. 1
いこいの里あさひデイサービスセンター	年中無休	30	H 22. 6. 7
みやじまの里第一清心荘（一般型）	日曜日	30	H 3. 6. 1
みやじまの里第一清心荘（認知症対応型）	日曜日	10	H 8. 11. 1
みやじまの里第二清心荘	土曜日	25	H 11. 8. 1
三和デイサービスセンター美杉の里	日・木曜日	18	H 5. 4. 1
三和デイサービスセンターすいせんの里	年中無休	25	H 12. 4. 1
名立デイサービスセンター椿寿苑	年中無休	33	H 7. 4. 1

4. 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業

家庭的な環境と地域との交流のもと、利用者が共同生活住居において職員と共働き、それぞれの役割をもって生活することで、利用者の認知症の進行を緩和し、一人ひとりにあった自立生活が営めるようにサービスの提供を行う。

事業所名称	休 日	定員	開設日
グループホーム安塚やすらぎ荘	年中無休	9	H 24. 8. 1

5. 短期入所生活介護（ショートステイ）事業

短期間の入所により、利用者の生活の質の向上及び家族の負担の軽減を図り、在宅生活の継続に資するサービスの提供を行う。また5事業所で空床利用型の障害福祉サービス（短期入所）を実施している。

事業所名称	休 日	定員	開設日	空床利用型障害福祉サービス（短期入所）
安塚やすらぎ荘ショートステイ	年中無休	19	H 24. 8. 1	実施
くびきの里ショートステイ	年中無休	12	H 16. 4. 1	実施
ほほ笑よしかわの里ショートステイ	年中無休	10	H 15. 7. 1	
いこいの里あさひショートステイ	年中無休	14	H 22. 6. 7	実施
コミュニティナイトホームみやじまの里	年中無休	8	H 11. 8. 1	実施
コミュニティナイトホームすいせんの里	年中無休	8	H 12. 4. 1	実施

6. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）事業

施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、適切なサービス提供を行う。

事業所名称	休 日	定員	開設日
特別養護老人ホームほほ笑よしかわの里	年中無休	30	H15. 7. 1

7. 地域包括支援センター事業

平成30年度より機能強化された地域包括支援センターの再配置後の新しい体制がスタートする。市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、各種保健・福祉・医療サービス等を総合的に調整し、総合相談・支援業務を行う。また、虐待の防止及びその早期発見に努める等権利擁護のために必要な援助を行う。介護予防サービス、生活支援サービス等の総合調整、介護予防マネジメントを行うとともに、地域ケア会議の開催等地域の関係機関との調整、包括的・継続的マネジメント業務を行う。上越市社協は浦川原区を拠点とするエリアを受託する。その中でサテライト事業所の牧地域包括支援センターについては、社会福祉法人まきむら福祉会と連携した運営を行う。同様に柿崎区を拠点とする柿崎地域包括支援センターの運営主体である社会福祉法人松波福祉会と連携し、サテライト事業所となる吉川地域包括支援センターの運営を担うことになる。

事業所名称	休 日	開設日
浦川原地域包括支援センター	土・日、 国民祝日、 年末年始	H18. 4. 1
安塚地域包括支援センター （サテライト）		H30. 4. 1
大島地域包括支援センター （サテライト）		H30. 4. 1
牧地域包括支援センター （サテライト）		H30. 4. 1

8. 障害者相談支援事業

障がいのある方やご家族、関係者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援や調整等を行うとともに、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図る。

- ・ 指定特定相談支援事業（サービス等利用計画作成）
- ・ 指定一般相談支援事業（地域移行支援・地域定着支援）
- ・ 指定障害児相談支援事業

9. 障害者就労支援等事業

障がいのある方の基本的人権を尊重し、一人ひとりの能力や適性に合わせた自立支援を行うとともに、地域社会への参加を積極的に進め、社会の中で主体的に生活を送ることができるように必要な支援を行う。

(1) 就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がいのある方の一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う。

(2) 就労継続支援B型事業

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜について、適切かつ効果的な支援を行う。

(3) 生活介護事業

障がいのある方々が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、排泄及び食事の介護等、創作的活動又は生産活動の機会の提供、個々の生きがいの創造、その他必要な支援を行う。

(4) 各事業の定員等

・ふれんどり～ミルはまなす

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始 但し、行事等で 出勤日となるこ とがある	6	H23. 4. 1
就労継続支援B型事業		25	H23. 4. 1
生活介護事業		6	H27. 10. 1

・板倉ふれあい工房

事業別	休日	定員	開設日
就労移行支援事業	土・日、 国民の祝日、 年末・年始	4	H26. 4. 1
就労継続支援B型事業		10	H26. 4. 1

10. 介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）事業

県立上越テクノスクールから「介護員養成科2期」「介護員養成科4期」を受託する予定。高齢者の多様化するニーズに対応した知識・技能の習得を目指し、職業人としての介護職員を養成する。

訓練科名	定員
「介護員養成科2期」	20
「介護員養成科4期」	20

11. 高齢者健康支援訪問事業

上越市からの委託を受け、生活習慣病等で介護状態になるリスクの高い高齢者に対し、地域の課題や居住する高齢者の課題を把握し、介護予防と生活改善及び向上を図るために個別の健康支援訪問を実施する。

12. 生活支援ハウス（高齢者生活支援ハウス）事業

上越市からの指定管理を受け、在宅での生活に不安を感じるひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯を対象に、住まいを提供し相談や緊急時の対応などのほか、交流を図りながら生活援助を行う。

事業所名称	定員	1人部屋	2人部屋	指定管理期間
浦川原生活支援ハウス	10	6	2	H28年度～30年度
頸城生活支援ハウス	10	8	1	H28年度～30年度
板倉生活支援ハウス	12	8	2	H28年度～30年度
名立生活支援ハウス	15	11	2	H28年度～30年度
合 計	47	33	7	

Ⅳ 施設の管理・運営事業

上越市からの指定管理、委託、補助を受け、各種施設の管理・運営を行うことで、広く市民の交流を推進し、健康増進と福祉の向上を図る。

事業所名称	種別	管理・運営	指定管理期間
菱の里	宿泊交流施設	指定管理	H29年度～33年度
大潟老人福祉センター	高齢者交流施設	事務受託	
福寿荘	高齢者交流施設	事務受託	
中郷いきいきサロン	高齢者交流施設	事務受託	
春日山荘	高齢者の活動拠点	事業補助	

